

No.423

研究所通信

● ホームページアドレス <http://blhrr.org>

2021年6月17日(木)～18日(金)

第46回部落解放・人権西日本夏期講座

広島県福山市で会場開催し、後日、録画配信します

今回は現地開催だけでなく、
後日2週間、録画視聴も可能です。
全国どこからでもご参加いただけます。

開催要項は **11ページ** に掲載しています。

皆さまのご参加をお待ちしております。

※新型コロナウイルス感染の拡大により、会場での開催ができない場合は、同日・同時間帯のZoom配信に変更します。



▲フィールドワークのコースの1つで訪れる、ホロコースト記念館のアンネのバラ園のアンネの銅像

もくじ

理事からのメッセージ/棚田洋平理事	2	第45回西日本夏期講座を開催しました	10
報告『朝鮮衡平運動資料集・続』刊行記念講演会	4	第46回西日本夏期講座の案内	11
報告 第1研究部門公開講座	5	解放大学116期修了	12
報告「ネットと部落差別」研究会	6	2021年度解大・東京講座案内、	
報告「ソーシャルワークと教育」研究会/総会案内	7	新任助言者からのメッセージ	13
2020年度第2回理事会報告	8	リレーエッセイ	14
「全国部落調査」復刻版裁判を振り返って	9	参加者募集 / 事務局便りほか	15

理事からのメッセージ

部落差別の解消に向けた研究所の取り組み
～水平社創立100年を迎えるにあたって

理事 棚田 洋平



今年度末の2022年3月には、全国水平社の創立から100年を迎えます。1922年3月、京都の岡崎公会堂に、全国より約3,000人の被差別部落当事者が一堂に会し、人間の自由と平等を希求する、日本で初めての人権宣言である「水平社宣言」が高らかによみあげられました。しかし、被差別部落における格差・貧困、差別の問題はなかなか解決せず、戦後になってようやく国は、同和対策審議会答申（1965年8月）にて、部落問題の解決を国策として取り組むことをうたいました。この答申を受けて1969年より、特別措置法のもと、全国で同和対策事業が実施されていきますが、1968年8月に設立した当研究所は、答申で示された部落問題解決の実現をめざして、調査研究や啓発などの事業を進めてきました。その後、特別措置法は2002年に失効し、以降は一般施策において、部落差別解消の取り組みが引き続き進められていくことになりました。

差別を許さず、差別に抗し、市民と連帯しながら部落差別の撤廃に取り組んできた先達たちの多大なる努力により、差別の実態は大きく改善されました。しかし、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」て、2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたとおり、全国水平社の創立より100年が経とうとする今日においても、残念ながら、部落差別を撤廃することは叶っていません。

この100年で部落問題を取り巻く社会状況は大きく変わりました。それとあいまって、部落差別のありようや、人びとの部落問題に対する認識や理解も変化してきていると言えます。100年前と比べると、劣悪な住環境や子どもの不就学・長期欠席といった実態は大きく改善され、長年にわたる教育・啓発の取り組みの成果もあって、あからさまな差別的言動も格段に減っていると言えます。他方で、100年前には想像だになかったであろう、インターネット上における差別行為は後を絶ちません。また、アフーマティブアクション（積極的格差是正措置）として実施された同和対策事業に対する誤った認識や理解が、「優遇されている」「利権」「逆差別」といっ

た意識を生み出しました。あわせて、特措法の失効をもって「部落問題は解決した」という風潮もあるなか、部落問題に関する教育・啓発の取り組みはかつてに比べると後退している傾向にあり、とりわけ若い世代は部落問題との出会いが少なくなってきた現状があります。水平社創立から100年経とうとする今日において、部落問題は「見えにくい」問題となっているのではないのでしょうか。

一方で、最近、「差別」や「人権」ということばを日常的に見聞きする機会が多くなったように実感します。これは、差別や人権侵害が増えてきているわけではなく、「差別」や「人権」といった基準が人びとに共通に理解されるものとなり、差別や人権侵害が「見える」ようになってきたことの現れです。その基準は自然にできたものではありません。被差別当事者とその支援者らが差別や人権侵害の実態を訴え、その解決に向けて不断の努力をしてきた結果として、さまざまな法制度が整備されるなかで、形づくられ、普及してきたのです。しかし、まだまだ日本では、権利の保障や差別の解消を求めて、被差別当事者が「声をあげる」ことに対しては、「何様なのか」「●●特権」「プロ●●」「自作自演」「被害妄想」…といったバッシングが相次ぎます。そのため、多くの被差別当事者が沈黙を強いられる状況にあります。

当研究所で2013年9月に立ち上げた差別禁止法研究会では、さまざまな人権課題に取り組む当事者・支援者団体と連携しながら、被差別当事者—障害者、外国人、LGBT、アイヌ、ハンセン病、HIV、水俣病、見た目、自死（遺族）、部落—の「声」にもとづく包括的差別禁止法の制定をめざして取り組みを進めてきました。昨年（2020年）10月には、「法案要綱骨子案」を策定しましたが、本骨子案をブラッシュアップし、包括的差別禁止法案の提案に向けて準備を進めています。あわせて、差別解消へむけた法制度の整備にあたっては、「包括的な差別禁止法」と「個別の差別禁止法」がそれぞれの役割を分担するという観点から、部落差別解消推進法の強化改正に向けた検討を進めます。差別の解消に向けては、これら法律の検討とともに、部落差別解消に向けた取り組みへの共感や参加を促し、部落問題を一人ひとりの課題とするための教育・啓発のあり方についても検討していきたいと考えています。

変容していく社会のあり方、ならびに部落問題をめぐる今日状況をもふまえながら、部落差別の解消にむけて、部落解放・人権研究所は引き続き取り組みを進めていきます。

第 1 研究部門の報告

『朝鮮衡平運動史料集・続』刊行記念講演会

3 月 6 日に、Zoom を用いたオンライン会議形式で、第 1 研究部門の公開講座として、『朝鮮衡平運動史料集・続』刊行記念講演会が開かれた。

まず、水野直樹さん（京都大学名誉教授）が史料集の全体像について報告した。史料集の目玉である「朝鮮衡平前衛同盟事件」調書を発見した経緯に触れた後、被疑者の生い立ちや「白丁」出身者たちを取り巻く社会状況などが具体的に理解できる貴重な史料であることが強調された。また、口絵に収録した原史料や写真の入手にまつわる逸話のほか、収録できなかった史料の一例として、高麗大学校にのこされている李仁弁護士関係文書に、衡平社幹部が検挙・起訴された「高麗革命党」事件関係史料があることなども紹介された。

次に、史料集の編集の実務を集中的に担われた渡辺俊雄さんから、第一部「衡平運動の諸相」に重点を置いた紹介があった。これまで研究者などには知られていた史料も今回史料集としてまとめられ、衡平社機関誌『正進』の主な記事をはじめとする朝鮮語史料も日本語訳されたことで、有用性が高まったと述べられた。口絵に掲載した写真史料も独自の研究対象とされるべき段階に入っているのではないかと問題提起があった。

吉田文茂さんからは、第二部「衡平青年前衛同盟事件」調書類の紹介がされた。治安維持法事件としては無罪判決を勝ちとったものの、衡平運動への打撃が大きかったことを確認し、その上で、李同安（東煥）の日本渡航と水平社同人との交流が詳細に記録されており、その内容は非常に興味深いと紹介された。

最後に、キム・チョンソプ金仲燮さん（韓国慶尚大学校名誉教授）からは、歴史研究に集中していたこれまでの研究状況から、近年の史料発掘で学際的研究がなされるようになったと概観され、また史料や文献の収集やその整理に苦心した経験をふりかえると隔世の感があるとの感慨が述べられた。また、韓国の研究者の立場からは日本語くずし字の史料が翻刻されたことで可読性が高まり、研究の刺激となることが期待されるとまとめられた。

総括として、衡平社創立から百年を迎える 2023 年に向けて、水野さんから日韓の研究者や市民による研究集会の開催をめざしたいとの問題提起がされ、報告の各氏から応答がされた。今回の公開講座には、日本および韓国から参加があり、熱心に報告に耳を傾けられた。

（廣岡 浄進 朝鮮衡平運動史研究会メンバー）

報告 第 1 研究部門公開講座 「デジタルアーカイブと部落史研究」

「反差別のデジタルアーカイブ」の実現を考えて

3 月 14 日に、第 1 研究部門「部落史の調査研究」の第 34 回公開講座が開催されました。今回は、Zoom を使ったオンライン開催で、熊本学園大学の矢野治世美さんに「デジタルアーカイブと部落史研究」をテーマに、お話をいただきました。

まず「アーカイブ」とは、①記録や文書類（古文書、公文書、私文書など）、②記録や文書類を収集・保管・管理し、公開することを目的とした施設や機関（博物館・美術館、図書館、文書館など）、③記録や文書類を収集・保管・管理・公開するための事業や取り組み、を指す用語であり、「デジタルアーカイブ」は、有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること、との用語説明がありました。

そのデジタルアーカイブの例としては、水平社博物館のホームページで閲覧できるユネスコ記憶遺産『水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連帯の記録』。公開許可が必要な場合や館内限定の公開などの制約が一部ありますが、『国立公文書館デジタルアーカイブ』『国立国会図書館デジタルコレクション』。デジタルアーカイブ横断検索システム『A D E A C』『ジャパンサーチ』が紹介されました。検索キーワードを入力すれば、従来のアーカイブと異なり、膨大なデータの中から短時間で必要な情報を得ることができ、いつでもどこからでもアクセス可能で、二次利用も想定されている、とデジタルアーカイブの有用性を示していただきました。

後半の報告と、その後の参加者との意見交換では、部落史研究をめぐる問題、史資料の悪用について議論されました。デジタルアーカイブの重要性や有用性は認識しながらも、「賤称語」等が記載された古地図と現在の地図を容易に重ね合わせることが可能な今、鳥取ループ・示現舎のように「悪用される懸念は払拭できない」「デジタル化すること自体に反対」といった意見もありました。

矢野さんからは、多くの人が部落史を学び、差別について考え、反差別の行動を取るためには「反差別のデジタルアーカイブ」の実現が不可欠との提言があり、部落史にかかわるデジタルアーカイブの構築は、現状では困難ですが、利用者のリテラシー、部落史・部落問題にかかわる史資料のウェブ公開基準、公開する側の行動規範などについて、今後さらに議論を重ねる必要性を共有しました。

（倉澤 弘）

《報告》 第6研究部門公開研究会 「ネットと部落差別」研究会 インターネット上における誹謗中傷や差別行為を規制する内容を 含む条例が、2020年12月に和歌山県と群馬県で成立！

「ネットと部落差別」公開研究会を3月20日にオンラインで開催し、和歌山県から、一部改正された「部落差別の解消の推進に関する条例」、群馬県から「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」について報告をいただいた。

まず、和歌山県人権政策課より、一部改正を行なった「部落差別解消推進条例」について報告をいただいた。主な改正内容として、①ネット上に部落差別投稿を行なった者に自ら削除するよう促すこと、②事業者に対し、従業員の人権意識の向上のための取り組みを求めること、③プロバイダ等への責務を規定し、ネット上の部落差別の拡散防止に取り組むこと、④プロバイダに対して県等から削除要請し、削除を求めていく体制整備等が報告された。また、部落差別を行なった者への対応としては県から説示を行い、県の指導に従わない場合、勧告することが明記され、被害相談などについては、和歌山県人権啓発センターに相談窓口が設置されていること、条例制定後に説示を行なった事例が報告された。

次に、群馬県戦略企画課からは、条例に基づき、①相談内容に応じた情報提供及び助言を行うこと、②専門的知識を有する者の紹介をすること、③被害者の相談対応として必要な事項について取り組むことなどが明記されていること、④ネット上の誹謗中傷相談窓口を設置し、投稿の削除依頼の方法や発信者情報開示手続きの助言、臨床心理士への仲介、弁護士紹介などに取り組むことが報告された。部落差別やヘイトスピーチ被害についても相談を受け、個別事案に応じて対応することとされている。

最後に、北口末広部門長は、社会改革の原点は現実を正確に把握することからスタートし、二県の取り組みは、ネット上の現実を把握する上で極めて重要であるとした。また、具体的な差別行為や誹謗中傷の事例を列記・提起し、知事答弁をもらうこと、Q & A方式から基準をつくるなど、パワハラ基準のような指針をつくる必要があると指摘した。さらに、部落差別の場合、部落出身であることが暴かれることは、プライバシーの侵害、個人情報問題以外に差別を受ける可能性があることをおさえておく必要があること、相談者のネットワークをつくること、相談内容・解決したデータは次の事案に役立てること、相談やアドバイスをする側・相談等を受ける側の人材育成にもなることから、こうした取り組みが全国的に拡充していくことを期待したいとまとめた。

(松村 元樹 理事 / ネットと部落差別研究会事務局)

報告

第3研究部門 「ソーシャルワークと教育」研究会 教育と福祉の連携について考える ーSSWと社協の協働による支援事例をととしてー

「ソーシャルワークと教育」研究会の一環として、地域の施設を拠点にした子ども・若者支援に関する連続学習会の第3回目を1月23日にオンラインで実施しました。

今回は、宝塚市社会福祉協議会の高田浩行さんより、社会的困難を抱えた子どもやその家庭の実態と支援について、社会福祉協議会という立場から報告いただきました。報告のなかでは、実際に高田さんが関わった事例にもとづきながら、社協ワーカーとスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の連携や、それぞれの家庭への介入過程の様子を知ることができました。また、社協ワーカーやSSWの観点から問題を捉えた際に、子どもや家庭に対してどのような支援が必要なのかについても学ぶことができました。

最後に、さまざまな支援事例の経験からわかったこととして、効果的な連携は、正しい役割の分担によって可能であるという、連携体制を構築していくうえで重要な点を指摘していただきました。今回の報告をととして、社協ワーカーやSSWの役割やその連携の重要性を知ることができましたが、依然としてソーシャルワーカーと学校の協働は課題も多い状況です。第1回・第2回に引き続き、地域で子ども・若者支援にかかわる実践者ら約40名の参加がありましたが、報告内容を受けて、教育と福祉の協働について意見交流をしました。

(宇田 智佳 大阪大学大学院生)

一般社団法人部落解放・人権研究所 第10回定時総会のご案内

日 時：2021年6月23日(水) 13:30～15:00

会 場：HRCビル 5階ホール 大阪府大阪市港区波除 4-1-37

※新型コロナウイルスの影響を考慮し、参加は正会員(個人会員)のみとなります。

通年、総会後に開催しておりました記念講演会は、録画視聴(「会員ページ」で6月24日に講演動画を掲載予定)とさせていただきます。

講演動画：「事業者に求められる「合理的配慮」とは？

～大阪府障害者差別解消条例の改正を受けて～

松波 めぐみさん

(大阪市立大学ほか非常勤講師・立命館大学生存学研究所 客員研究員)

2020年度第2回理事会 報告

新型コロナによる社会の変化から、事業の意義とあり方を見直す

去る2021年3月25日に、2020年度第2回の理事会が開催されました。

2020年度は、世界的な規模で新型コロナウイルスが感染拡大し、日本においても2度にわたって国による緊急事態宣言が発出され、私たちの社会や生活に多大なる影響を及ぼしました。

当研究所の運営についても、新型コロナ感染拡大の影響を受け、活動の停滞や大幅な減収が見込まれましたが、役員・事務局の尽力のもと、早期より、調査研究活動や講座・集会等のオンライン化を積極的に進め、柔軟かつ的確に対応してきたことが功を奏し、途切れることなく調査研究や啓発・研修などの活動を進めることができました。

ただ、今般の新型コロナの影響は社会そのもののあり方を変えうるものであり、その社会の変化に応じて、当研究所の調査研究や啓発・講座などの事業についてその意義やあり方をあらためて見直すことが求められます。

このような問題意識のもと、2020年度総会で提案した「研究所のあり方検討プロジェクト」を立ち上げて、研究所事業全体のあり方について議論を積み重ね、年内に報告をとりまとめ、理事会で検討した上で2022年度の総会にてその内容を報告することが確認されました。

調査・研究事業においては、2022年3月に、全国水平社の創立100年を迎えるにあたり、差別禁止法の調査研究の成果をふまえ、研究者と様々な被差別マイノリティ当事者とで昨年10月にとりまとめた包括的差別禁止法の「法案要綱骨子案」についてさらなる検討を加え「包括的差別禁止法案」として提案できるよう調査研究を進めていくことが確認されました。

また、講座・集会においては、今般の新型コロナの感染拡大をめぐって、感染者やその家族、医療従事者らに対する差別が社会問題となるなか、さまざまな社会的差別や人権侵害を可視化し、問題の解決を促進していくために被差別当事者、差別からの解放を求める運動、同和問題・人権問題に取り組む多くの企業、宗教、行政、そして市民と協力して、各啓発集会、講座の成功にむけて、オンラインも活用しながら、取り組むことが確認されました。

その他、理事会で確認・承認された議案及び2020年度事業報告(案)などは、6月23日(水)に開催する第10回定時総会で会員の皆様に提案し、審議いただきます。

会員の皆様にはすでに案内をお送りしておりますが、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

(佐藤 晃司)

「全国部落調査」復刻版裁判を振り返って
結審報告と今後の課題

「全国部落調査」復刻版裁判の結審が3月18日、東京地裁で行われました。原告・部落解放同盟を代表して片岡中央執行副委員長からは彼らの行為の差別性と問題点について、弁護団からは鳥取ループらの出版・ネット掲載の行為がどのような権利侵害にあたるのか、あらためて裁判の法的争点についての陳述が行われました。

一方、鳥取ループ・示現舎の意見陳述では、法的争点とは関係のない部落解放同盟への批判や誹謗中傷、部落出身者らへの差別を肯定する自説を延々と主張し続けられました。この間、原告や当事者らは、彼らの差別発言を黙って聞かされるという二次被害を受け続けてきました。

2016年4月の裁判開始から4年以上かかり、状況はより悪化しています。裁判が開始されて以降も、鳥取ループは『全国部落調査・復刻版』を利用し、全国の部落を撮影し、ネット上に晒し続けています。ブログやTwitterだけでなく、2018年からはYouTubeチャンネルも開設し、動画でも晒し続けています。多くの人がYouTubeに削除通報していますが削除されないままです。このような行為が放置されることで「ここまでやってもいいんだ」と差別のハードルを下げ、鳥取ループに影響を受けた第2世代までが生まれています。YouTubeやSNS上でも「部落探訪」と同様のことが行われ、2019年にはメルカリで高校生が『復刻版・部落地名総鑑』を販売する事件まで起きています。

今回の裁判は部落解放同盟と鳥取ループとの裁判ではありません。ネット社会における日本の個人情報保護・プライバシー保護、人権侵害に対する法の不備や行政・企業の不作為、被害者救済が問われています。コロナ禍における感染者等へのネット誹謗中傷や個人情報の晒し、被害者救済の課題も同様の問題が問われています。

2021年9月27日が地裁判決です。裁判の完全勝利とともに、ネット上の部落差別、人権侵害に対する法整備の確立、部落差別解消に向けた教育・啓発の充実のために取り組みを強化していきましょう。

(川口 泰司 業務執行理事
/ 山口県連書記長)



ABDARC (裁判支援グループ) が作成した横断幕を持ち、結審に臨む原告や支援者

開催延期・開催方法変更を経て～

第45回部落解放・人権西日本夏期講座を開催しました

2021年2月25日・26日にオンライン配信で第45回部落解放・人権西日本夏期講座を開催しました。ちょうど1年前、新型コロナウイルス感染が広がるぎりぎりのタイミングで、沖縄県で人権啓発研究集会在実施され、直後に日本中の人の流れが止まる事態となり、6月に開催予定だったこの講座は2月に延期されました。夏・秋と、日常を取り戻そうとする日々の中、会場での開催に向けて準備を進めていましたが、冬に向けて再び移動を控えざるを得ない状況となり、オンラインでの開催を決定、そして本番を迎えました。講座の準備が始まって丸2年、道のりは本当に長かったのですが、多くの方にご理解・ご協力をいただき、オンライン配信とはいえ無事開催できたことにこの場を借りて感謝申し上げます。

観光資源が豊かな山口県で開催ができなかったことはとても残念なのですが、地元実行委員会や自治体の協力を得て、山口で進められている人権課題への取り組みや、地元の魅力を発信しました。講師の皆さんは延期や開催方法変更にも、都度快く対応してくださいました。そして講演では、依頼した当初と状況が異なる現在の社会において、新たに散見される課題についても言及してくださいました。また、参加者の皆さんも、インターネットでの受講に躊躇する声が届いていたにも関わらず、たくさん受講してくださいました。そして、多くの方から仕事や日々の行動を通して、あらゆる人の権利が保障された社会の実現に寄与したいという声がアンケートに寄せられていることは、実行委員やスタッフの大きな力になっています。

嬉しいニュースもありました。第1回実行委員会で、山口からどのような社会問題、人権課題の解消を全国に発信するか意見交換をした際に、山口県が広島・長崎に次いで3番目に被爆者が多いことから核の問題をぜひ取り上げたいという声がありました。その声を受けてテーマに設定した核兵器禁止条約が、ちょうど開催1か月前に批准国50を超えて、いよいよ発効しました。

現在、6月に広島県福山市で開催予定の第46回西日本夏期講座の案内が始まっています。会場で実際に人と交流しつつ、ともに受講するスタイルが恋しいこの頃です。今回は福山市で皆さんをお迎えする準備と、録画配信の準備を同時進行で進めています。ぜひ第46回西日本夏期講座にもご参加くださいますよう、お願いいたします。

(今井 貴美江)

第46回部落解放・人権西日本夏期講座のご案内

日 時	2021年6月17日(木)、18日(金) 録画視聴期間 6月28日(月)～7月5日(月)
会 場	ふくやま芸術文化ホールリーデンローズ 大ホール・小ホール
参 加 費	5,000円(資料代・税込)
主 催	第46回部落解放・人権西日本夏期講座実行委員会
お問合せ先	《広島県内の方》 部落解放同盟広島県連合会 TEL.0848-37-3295 / FAX.0848-37-1317 《広島県外の方》 (一社) 部落解放・人権研究所 TEL.06-6581-8576 / FAX.06-6581-8540

*会場参加と録画の視聴ができます。

*参加申込、詳細につきましては(一社)部落解放・人権研究所のウェブサイトをご覧ください。

6月17日(木) 13:00～16:50

- 大ホール 講演1「コロナ禍における同調圧力」
佐藤 直樹(九州工業大学名誉教授・評論家)
講演2「被爆者の声と核兵器禁止条約が世界を変える」
畠山 澄子(ピースボートスタッフ)

6月18日(金) 9:30～12:30

- 大ホール 講演A1「ヒロシマの調べ～被爆ピアノ平和コンサート」
矢川 光則(ピアノ調律師・被爆ピアノ管理所有者)
谷岡 有美(メゾソプラノ) 根津 彰子(ピアニスト)
講演A2「広島県における部落解放運動」
岡田 英治(部落解放同盟広島県連合会委員長)
- 小ホール 講演B1「仏教経典における差別表現」
沖 和史(種智院大学名誉教授)
講演B2「障害者の人権 ―松葉杖の憲法学者の視点から―
横藤田 誠(広島大学大学院人間社会科学部研究科教授)

●フィールドワーク(申込・先着順 両コースとも定員40名)

福山コース(市内戦争遺跡めぐり、人権平和資料館、ホロコースト記念館見学)

8:50～15:00 参加費 5,500円(バス代・入館料・弁当代・ガイド料・税込)

大久野島コース(毒ガス資料館及び製造施設跡見学)

8:30～14:20 参加費 5,000円(乗船料・入館料・弁当代・ガイド料・税込)

新型コロナウイルス感染の拡大により、会場での開催ができない場合は、
同日・同時時間帯のZoom配信に変更します。開催1ヶ月前にご案内します。



解放大学116期修了！ オンラインで実施した2020年度

開講以来はじめてのオンライン実施に

コロナ禍の中、2020年度の部落解放・人権大学講座（解放大学）は、1974年の開講以来、はじめてオンラインで実施することとなりました。また、一部のプログラムについては、人権啓発東京講座（東京講座）との合同で実施しました。

全24回の内、開講から第6回までは、解放大学の例年のプログラムを踏まえた部落問題を軸とする講座を設定しました。第7回から12回までは、東京講座の例年のプログラムから、さまざまな差別・人権問題をテーマにした講座を設定しました。

第一線で活躍されている方、被差別当事者の方などにそれぞれの思いや考え、問題意識を語っていただきました。

例年行っているフィールドワークは断念し、逆に、例年訪れていた場所からリモートで講演をいただきました。

オンラインを活かし、反差別国際運動

（IMADR）のスイス・ジュネーブ事務所から講演いただいたりもしました。

グループゼミでのレポート発表

プログラムの後半には、8～9人からなる班ごとの「グループゼミ」に取り組みました。

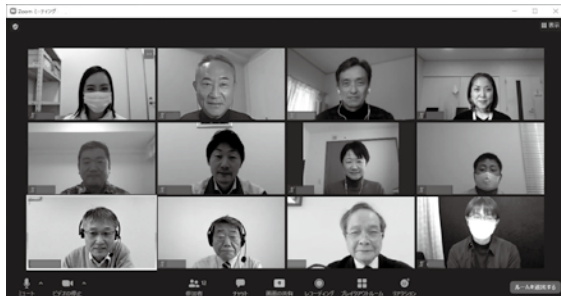
部落問題など、差別・人権問題についての経験や意識について語り合い、学ぶ合う取り組みとして例年行ってきた自己啓発学習をオンラインで行うことは難しいと判断し、修了課題となる自由課題研究レポートの作成に取り組むこととなりました。

レポートで取り上げたい「自分のテーマ」を考え、レポートの構想を発表し、班員や助言者と意見やアドバイスを交わしました。それぞれのレポートテーマに関するディスカッションも行いました。

関係性の中での学びがオンラインでどれほど可能なのか、心配されたところもありましたが、実際に顔をあわさないながらも、ある程度の交流ができました。

2021年度もオンライン実施となり、試行錯誤は続きますが、「出会い・発見・感動」の解放大学の伝統を枯らさず、よりよい講座にしていきたいと思います。

（川本 和弘）



116期グループゼミ 班の集合写真

2021年度 解放大学・東京講座 オンライン実施のご案内

部落解放・人権大学講座（全24日間）、東京講座（全12日間）は、昨年度と同じく、今年度もオンラインを基本に行います。

■実施期間・定員・受講料

解放大学 2021年6月30日（水）～2022年2月17日（木）（全24日間）

定員 約50名 受講料 253,000円（税込）

東京講座 2021年6月30日（水）～10月6日（水）（全12日間）

定員 なし 受講料 165,000円（税込）

※第1～12回は、解放大学と東京講座との合同プログラムとなります。

※時間は、各回 9:45～17:00（1時間45分×3講座）です。

聴講も受け付けています。詳細、お申込みは研究所のウェブサイトをご覧ください。

新任助言者からのメッセージ

前年度の解放大学からグループゼミでお世話になっている、新しい助言者の方々から自己紹介のメッセージをいただきました。

たかい せいじ

鷹家 誠治さん（第99期解放大学修了。受講当時、コカ・コーラウエスト㈱に所属）

この度、助言者を務めさせていただくことになりました。今期は、新型コロナウイルスの影響を受け、自由課題研究もリモートを使つての取り組みとなりました。新任助言者ということで、はじめは不安でいっぱいでしたが、諸先輩ならびに研究所の皆さまから温かいご指導をいただき、受講生の皆さんとともに充実した学びの時間を過ごすことができました。今後ともよろしくお願いいたします。



ほり あつこ

堀 篤子さん（第111期解放大学修了。受講当時、大阪府福祉部に所属）

2020年3月に大阪府を定年退職し、4月にNPO法人ちゅうぶ（旧 中部障害者解放センター）に就職しました。ちゅうぶでは、電動車いすで生活している障害当事者として、バリアフリー推進などの当事者活動や機関紙編集などを担当しています。第116期の助言者を仰せつかり、無事にグループワークを終えほっとしています。Zoomではありましたが、活発な議論となり有意義でした。皆さんと共に学ばせていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



やまさき しんじ

山崎 紳司さん（第64期・第109期解放大学修了。）

自治体職員として、第64期（1999-2000年）と第109期（2015年）の解放大学で学ばせていただきました。私が得た一番の収穫は、人との出会い、歴史との出会いだったと思います。「自分は歯を食いしばって、独りで生きてきた」と思っている、実は生まれてから今に至るまでの、多くの人との出会いや時代の風の中で、自分というものが形作られていた、という発見でした。共に学びながら、そんな出会いを共有できればと思います。





言葉と出会う ～イタリア卒業旅行～

最近、大学時代の友人とビデオ通話をしていて、卒業旅行の思い出話に花が咲いた。全国の大学卒業生対象で2週間のイタリア旅に2人で参加したときの話をしたい。

イタリア滞在3日目、ローマ「ピサの斜塔」に向かうバスの中で乗務員（あだ名：先生）が私たち学生42人に「バスから斜塔までの間、少し歩かなきゃいけないんだけど、そこはよくこどものジプシーが出るから気をつけてね。持ち物を盗られるから絶対目を合わせちゃダメだからね」と、組織の仕組みや注意事項を教えてくれた。はじめて聞く言葉を私たちは疑うことなく覚え、怯えた。

実際、バスを降りて歩いていると先生が言っていたような2人の少女が私たちの列に近づいてきた。「PLEASE MONEY」と書かれた長細い段ボールをこちらに見せながら。全員が「きた!」と思い、目を合わせないように斜塔をめざした。すると、急に少女たちが走り寄ってきて、「きゃー!」と周囲の学生たちが逃げていった。気づいたら、私は少女たちの段ボールに巻かれ、路上駐車された車に押さえつけられ、服や鞆をひっぱられていた。「ぎゃー! いやー! むりー!」と思いきり叫んだら、私の声に驚いた少女たちはふらふらと離れていっ

た。特に盗られたものもなく無傷だったので、何事もなくイタリア観光を楽しんだ。

帰国してから、一目散に逃げた友人のことをネタにして、一連の事件を家族に話した。笑い話のつもりが5歳上の姉から「ジプシーって差別用語やで」と真顔で指摘され、私を段ボールで巻いた少女たちは、背景はいろいろあるが格差社会が生んだ「ドロボー」だと教えてくれた。ショックだった。「知らなかった」ことがすごく恥ずかしかったし、先生の話が鵠呑みにしすぎていたことを反省した。それからロマ民族を知り、学ぶようになった。このとき差別が無知から始まるということを身をもって経験した。

先日、金子マーティン先生の著書「ROMA—ジプシーと呼ばないで—」を拝読した。その言葉にどんな歴史があったのかが、数人の生い立ちとともに書かれている。この本を読んでいて、当事者不在とされる日本でのこの言葉を思う。まわりの友人との会話でも、「引っ越したばかりだから公園ジプシーだ」や「今スキンケアジプシーだからオススメ教えて」など、多くが放浪という意味で使われている。人権を考えるにあたって言葉との出会い方、使い方には丁寧でありたいと改めて思う。

参加者募集!!

2021.5～6 研究所カレンダー

- 5/25 第432回国際人権規約連続学習会 @Zoom、視聴会場HRCビル
「沖縄とラオスの村で取り組むSDGs」
石原 修さん(コープおきなわ まち・ひと・ものづくりサポーター/内閣府認定 地域活性化伝道師)
- 6/17-18 第46回部落解放・人権西日本夏期講座 @広島県福山市
- 6/23 第10回定時総会 @HRCビル5階ホール
- 6/28-7/5 第46回部落解放・人権西日本夏期講座 @録画視聴
- 6/30 第117期部落解放・人権大学講座 開講式(～2022/2/17) @Zoom
第34回人権啓発東京講座 開講式(～10/6) @Zoom

2021年度部落解放・人権研究所 事務局体制

- 【代表理事】 谷川 雅彦(全体統括)
- 【事務局長】 棚田 洋平(法人運営、総務部門統括、調査・研究部門統括ほか)
- 【総務部】 佐藤 晃司(法人運営事務局、正会員管理、販売管理ほか)
小西愛里紗(会計、労務管理、賛助会員管理、企業啓発講座ほか)
- 【調査・研究部】 倉澤 弘(調査・研究部事務局、紀要等編集、東京講座ほか)
- 【啓発企画部】 川口 泰司(啓発・企画部門統括)
川本 和弘(解放大学、企業啓発講座、世界人権宣言、マスコミ関係ほか)
今井貴美江(西日本夏期講座、高野山夏期講座、世界人権宣言ほか)
片木真理子(『ヒューマンライツ』編集ほか)
竹部 潮里(解放大学、高野山夏期講座、人権啓発研究集会、通信編集ほか)



3月末、久しぶりに実家に帰省した。

大阪在住なので新型コロナにかかって

いて家族にうつるかもしれない、とびくびくしながらの帰省だった。Zoomを利用したオンライン帰省もしたことはあるが、やはり実際に帰ると五感の感じ方が全く違う。4月はまた感染が拡大したため、あのとき帰っておけて良かったと思う。研究所事業の実施方法にオンラインが選択肢になって1年が過ぎた。どこからでも参加できるオンラインは素晴らしいが、その場の「空気」や出会いに壁を感じる部分もある。どれだけそこを解消できるのか、模索し続けたい。(TS)

部落解放・人権研究所とは・・・

「一般社団法人 部落解放・人権研究所」は、部落差別をはじめ一切の差別撤廃をめざした部落解放運動の中で生まれた政策研究機関です。国内外の差別や人権問題の解決に役立つ調査研究事業、人権人材育成事業、人権教育啓発事業、情報発信事業等に取り組んでいます。

入 会 案 内

部落解放・人権研究所は、研究活動に賛同し、参加してくださる会員（個人会員）を募集しています。会員（個人会員）には「A会員」、「B会員」、「学生会員」があります。

「A 会 員」 年会費 10,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』4回、「[会員ページ](#)」の閲覧

「B 会 員」 年会費 7,000 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

「学生会員」 年会費 3,500 円

特 典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』2冊
『研究所通信』4回、「会員ページ」の閲覧

また、研究活動を支えてくださる賛助会員も募集しています。

「賛助会員」 年会費 50,000 円

特典 紀要『部落解放研究』2冊、『ヒューマンライツ』12冊
『研究所通信』、『全国のあいつぐ差別事件』、『会員ページ』
の閲覧他



研究所通信 423号 2021年5月1日(奇数月1日発行)

發行所 (一社) 部落解放・人權研究所

編集発行人 谷川 雅彦

〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

TEL (総務部) 06-6581-8530

(調査・研究部) 06-6581-8572

(啓発企画部) 06-6581-8576

FAX 06-6581-8540

URL <http://blhrri.org>

定価 100円（税・送料込：会員は会費に含む）